

公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和7年12月12日

島根県警察本部長 中村 振一郎

1 入札の内容

(1) 入札の件名

島根県警察手数料収納業務委託契約

(2) 警察手数料収納予定件数

248, 040 件

(3) 業務の処理方法等

入札説明書による

(4) 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月10日まで

(5) 入札方法

ア 契約は、警察手数料収納1件当たりの単価による契約とする。

イ 入札書の金額は、消費税及び地方消費税抜きの単価を記載すること。

ただし、支払いの際は、数量に単価を乗じて得た金額に消費税等の額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を支払い代金とするので、1の(2)で示す予定件数を考慮の上、契約希望金額を見積もること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む）でないこと。

(3) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

(4) 島根県が行う入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(5) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

- (6) 島根県税を滞納していない者であること。
- (7) 消費税及び地方消費税について未納の税額がない者であること。
- (8) 令和8年4月1日に本件委託業務に着手できる者であること。
- (9) 地方自治法243条の2第1項による指定公金事務取扱者の指定の要件を満たしている者であること。
- (10) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の承認を受けた者であること。
- (11) 島根県内に本店を有する者であること。

3 入札の場所等

- (1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690-8510

島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話 0852-26-0110 (内2241、2242)

- (2) 入札説明書の交付期間及び方法

公告日から令和8年1月26日までの間、上記(1)の場所において交付する。(交付時間は土曜、日曜及び国民の祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。)

郵便、ファクシミリ、電子メールによる交付は行わない。

- (3) 入札の日時及び場所

ア 日時 令和8年1月26日（月） 午前10時

イ 場所 島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部7階 聽聞室

ウ 開札 即時開札

- (5) その他

郵送、ファクシミリ、電子メール、電話による入札は認めない。

4 その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約予定相当額（入札予定単価に予定件数を乗じて得た額に消費税等の額を加算した額）の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額（契約単価に予定件数を乗じて得た額に消費税等の額を加算した額）の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した書類を入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日時までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のないものが入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき、定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要す。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県警察本部警務部会計課に通報すること。

なお、当該通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。